

東京音楽大学校友会会則

(前文)

この会は、東京音楽大学校友会（以下本会という）と称し、事務局を学校法人東京音楽大学に置く。

本会の運営が良好に行われるために、東京音楽大学校友会会則を以下の通り定める。

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、東洋音楽学校(普通科含む)、東洋音楽短期大学、東京音楽大学卒業及び大学院、研究生を修了した後に於ける会員相互の啓発新睦を図るとともに、東京音楽大学の発展のために寄与することを目的とする。

(会員の遵守義務)

第2条 会員は、本会を円滑に運営するために、この会則を誠実に遵守しなければならない。

(会則の効力)

第3条 この会則は、本会の会員に対して効力を有する。

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、第5条の資格を有するもので、且つ入会金及び経常会費を納入した者とする。

(会員の資格)

第5条 本会の会員の資格は次のように定める。

(1)正会員

東洋音楽学校(普通科含む)、東洋音楽短期大学、東京音楽大学卒業及び大学院、研究生を修了した者。

(2)特別会員

学校法人東京音楽大学の教職員及び過去に勤務していた者で役員会において推薦され特別会員として承認された者。

(3)賛助会員

本会の趣旨に賛同し、役員会において推薦され且つ本会を賛助するために所定の賛助金を納入した者。

(会員資格の喪失と復活)

第6条 経常会費を2年間未納の者は会員としての地位を喪失する。但し、経常会費を納入したときより会員としての地位を復活する。

2. 会則第1条に違反し、社会的に非違な行為があった場合は総会の議決を得て、除名することがある。地位の復活には再び総会の議決を必要とし、いずれも本人への通知は書面にて行うものとする。

(会員の届け出義務)

第7条 会員は、住所変更等を含め、登録事項に変更のある場合は直ちにその旨を書面により、届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第8条 役員は、役員会を構成し、役員会の定めるところに従い、本会の業務を担当する。

(役員構成)

第9条 本会には次の役員を置く。

- | | | | |
|--------|------|-------|------|
| (1)会長 | 1名 | (5)書記 | 3名以内 |
| (2)副会長 | 1名 | (6)監事 | 2名 |
| (3)会計 | 3名以内 | (7)広報 | 2名 |
| (4)総務 | 2名 | | |

2. 但し、場合によっては兼任することがある。

(役員選出)

第10条 本会の役員選出は、会長のみが本会の総会において選出されその他の役員は会長が案を提示し、総会での承認を得る。

- (1)会長は、正会員より選出する。
- (2)会長、副会長は支部との役員を兼任できない。
- (3)顧問及び相談役は、必要に応じ役員会にて選任する。

(役員任期)

第11条 会長の任期は選出された期日より2年間とし、再任は3期までとする(最高6年まで)

2. 役員が会員の資格を喪失した場合は、その役員はその地位を失う。

(役員誠実業務)

第12条 役員は、会則及び総会の決議に従い、会員のため誠実にその業務を遂行するものとする。

2. 役員は、別に定めるところにより、役員としての活動に應ずる必要経費の支払いを受けることができる。

(会長職務)

第13条 会長は、本会を代表し、その業務を総括するほか、次の各項に掲げる業務を遂行する。

2. 会則及び総会の決議により、会長の職務として定められた事項。
3. 会長は、総会において会員に対し、前年度における本会の業務の執行に関する報告をしなければならない。
4. 会長は、役員会の承認を受けて、他の役員にその業務の一部を委任することができる。

(副会長職務)

第14条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会計職務)

第15条 会計担当役員は、入会金、経常会費、賛助会費、補助金、寄付金等の収納、保管、運用、支出等の会計業務を行い、会計帳簿を作成する。

(総務職務)

第16条 総務は、本会の運営に関する全ての事務を担当する。

(書記職務)

第17条 書記担当役員は、役員会、総会、全国支部長会議等の本会会議での議事の経過の要領及びその結果を記載し、これを議長に提出する。

(監事職務)

第18条 監事は、役員会の業務の執行及び財産の状況を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。

2. 監事は役員会の業務及び財産の状況について不正があると認めるときは臨時総会の招集を会長に求めることができる。

(広報職務)

第19条 広報は、会報「校友会会報」を毎年1回以上発行し、本会の活動等を会員に広報しなければならない。

第4章 総会

(総会)

第20条 本会の総会は、総会員を以て組織する。

2. 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
3. 会長は、通常総会を毎年1回開催し、これを本会の最高議決機関とする。
4. 会長は、必要と認める場合においては、役員会の決議を経て、何時でも臨時総会を招集することができる。
5. 総会は、全国支部長会議を以てこれに代えることができる。

(招集手続き)

第21条 総会を招集するには、会員に対し、会議開催の場所、日時及び目的を書

面により1ヵ月前までに通知しなければならない。但し緊急を要する場合は、この限りでない。

(出席資格)

第22条 次の各号を満たす者が、総会に出席する資格を有する。

- (1)第5条を満たす者。
- (2)役員会において特別に認められた者。

(決議)

第23条 総会は会員の過半数以上が出席した時に成立する。但し、委任状又は議決権行使書を提出した者は出席とみなす。

2. 総会の決議は出席会員の過半数を以て決する。

(決議事項)

第24条 次の各号に掲げる事項については、総会の承認を受けなければならない。

- (1)収支決算及び事業報告
- (2)収支予算及び事業計画
- (3)会則の制定又は変更
- (4)役員選任及び解任
- (5)本会の業務に関する重要事項
- (6)その他

(議事録の作成・保管)

第 25 条 総会の議事については、議長は開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には総会に出席した役員が署名捺印し、これを事務局が保管する。会員及び利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合においては、閲覧につき相当の日時場所等を指定することができる。

第 5 章 役員会

(役員会)

第 26 条 役員会は、役員を以って構成する。

(招集)

第 27 条 役員会は、会長が招集する。

2. 会長は、役員総数の 2 分の 1 以上の役員から会議に付議すべき事項を示して役員会の招集を請求された場合には、これを速やかに招集しなければならない。

(役員会の会議及び議事)

第 28 条 役員会の会議は、役員の過半数以上の出席を以って成立し、その議事は出席役員の 3 分の 2 以上の多数で決する。

(決議事項)

第 29 条 役員会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 収支決算案、事業報告案、収支予算案及び事業計画案
- (2) 会則の制定又は変更に関する案
- (3) 総会提出案
- (4) 総会から付託された事項
- (5) その他

(議事録の作成・保管等)

第 30 条 役員会の議事については、議長は開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、出席した役員が署名捺印し、これを事務局が保管する。会員及び利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合において閲覧につき相当の日時、場所を指定することができる。

第 6 章 会計

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 32 条 本会の会費の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 入会金 20,000 円
- (2) 経年会費 年会費 3,000 円
- (3) 賛助会費 正会員に準ずる
- (4) 補助金
- (5) 寄付金

(会費の徴収)

第 33 条 会費は次の方法で徴収する。

- (1) 郵便振替による振り込み
- (2) 指定銀行口座への振り込み
- (3) 現金による徴収

(収支予算の作成及び変更)

第 34 条 会長は、毎会計年度の収支予算案を通常総会に提出し、その承認を得なければならない。

2. 収支予算案を変更しようとするときは、その案を臨時総会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計報告)

第 35 条 会長は、毎会計年度の収支決算案を監事の会計監査を経て、通常総会に報告し、その承認を得なければならない。

(会計帳簿類の閲覧)

第 36 条 会計帳簿類は事務局が保管する。会員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合においては、閲覧につき相当の日時、場所を指定することができる。

第 7 章 支部

(支部)

第 37 条 本会は、各都道府県に支部を置く。

(支部の設置)

第 38 条 支部の設置の際、役員名簿、会員名簿、会則を本会事務局に提出し、役員会において承認を得なければならない。

2. 支部は各都道府県 1 支部とする。

(支部の活動)

第 39 条 支部長は、毎年 1 回活動状況を役員会に報告しなければならない。

(全国支部長会議)

第 40 条 毎年 1 回全国支部長会議を開催し、それを総会に代えることができる。

2. 支部長が出席できない場合は、支部長の委任により、他の役員及び会員が代理として出席し、決議に参加できる。

(議事録の作成・保管)

第 41 条 全国支部長会議の議事については、議長は開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、全国支部長会議に出席した役員が署名捺印し、これを事務局が保管する。会員及び利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合においては、閲覧につき相当の日時、場所等を指定することができる。

第 8 章 雑則

(校友会名簿の発行)

第 42 条 校友会名簿は、総会の承認を得て発行し、有料にて校友会会員に販売する。

(会長の勧告及び指示)

第 43 条 本会の運営に対してこの会則に違反したとき、又は秩序を乱す行為を行ったとき、会長は役員会の決議を経てその会員に対し、その是正のために必要な処置を行うことができる。

(会則外事項)

第 44 条 この会則を証するため、従来の会則改訂に関わる本会の議事録を以って、会則原本とする。

2. 会則原本は事務局が保管し、会員又は利害関係人の理由を付した書面による請求があったときは、これを閲覧させなければならない。この場合においては、閲覧につき相当の日時、場所等を指定することができる。

付 則

(会則の発効)

第 1 条 この会則は平成 17 年 5 月 14 日から効力を発する。これに伴い、従来の本会会則は、本会則の発効と同時に廃止するものとする。

制 定	昭和 32 年	4 月	1 日
一部改訂	昭和 42 年	4 月	1 日
"	昭和 46 年	8 月	1 日
"	昭和 51 年	4 月	1 日
"	昭和 62 年	4 月	1 日
"	平成 6 年	4 月	1 日
全面改訂	平成 15 年	5 月 10 日	
一部改訂	平成 16 年	5 月 8 日	
"	平成 17 年	5 月 14 日	
"	平成 18 年	5 月 13 日	
"	平成 21 年	5 月 9 日	